

## 1. 対象保存緑地

【保存緑地名】  
瞑想の森保存緑地

【指定日】  
昭和50年6月5日

【現指定面積】  
4.18ha

【区域変更箇所】  
青葉区小松島四丁目  
57-1の一部

【土地所有者】  
学校法人



図1 位置図

## 2. 区域変更の内容

### (1) 保存緑地指定の一部解除

- 青葉区小松島四丁目で行われる開発行為において、開発区域に保存緑地の一部が含まれることから、その部分の指定を解除する。
- 学校法人が敷地北側の保存緑地内にある歩行者通路を車両用通路に改良する計画であることから、変更部の指定を解除する。

### (2) 保存緑地指定箇所の追加

上記の代償措置として、学校法人所有地（図2-①、②）と開発事業者が新たに取得した土地（図2-③）を新たに保存緑地区域に追加する。

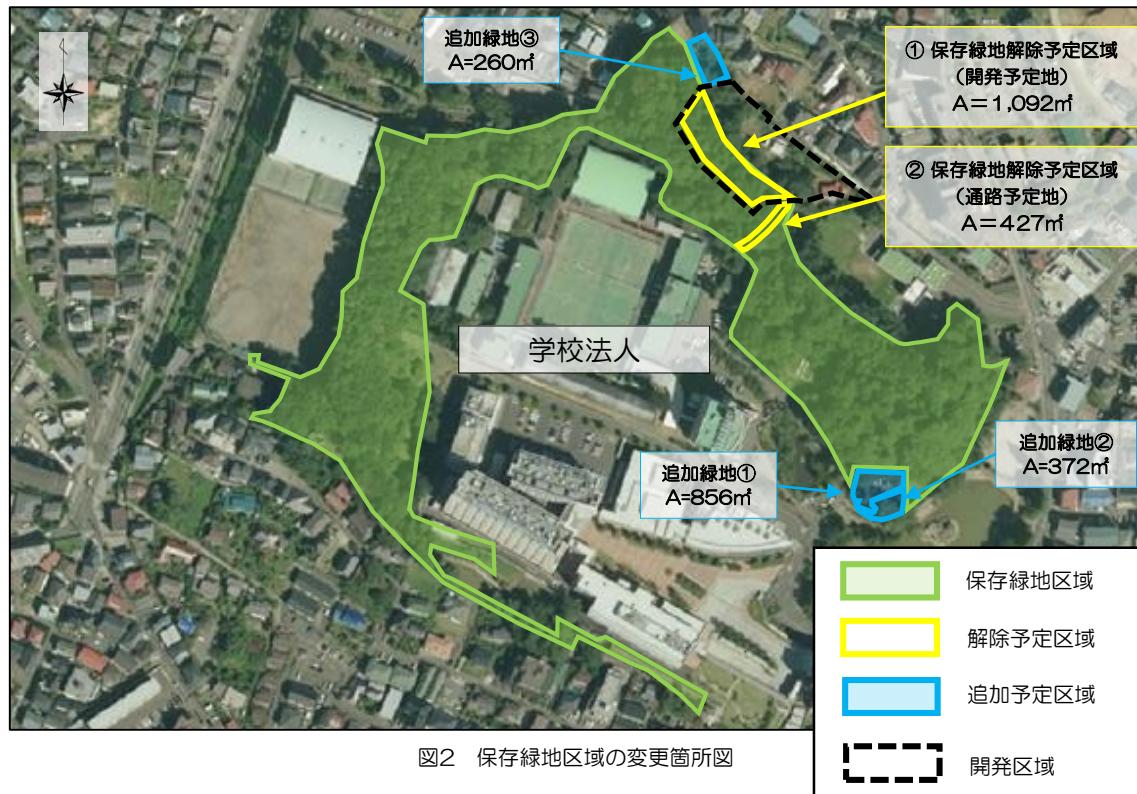


図2 保存緑地区域の変更箇所図

## 3. 変更内容の詳細

### (1) 解除箇所

- 開発に係り、学校法人は保存緑地指定区域の一部の売却を決定し、開発事業者と土地売買に関する覚書を締結している。
- 開発事業者は開発行為に伴い、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地内行為届を提出している。
- 学校法人は、構内の防災機能向上を目的として車両用通路を建設予定である。

【解除面積内訳】 開発行為必要面積：1,092㎡  
通路面積：427㎡  
合計：1,519㎡

⇒以上より、緑地の現状が失われ、保存緑地の要件に該当しなくなることから、区域の指定を解除する。（「杜の都の環境をつくる条例」第11条第1項第5号）



図3 解除箇所図

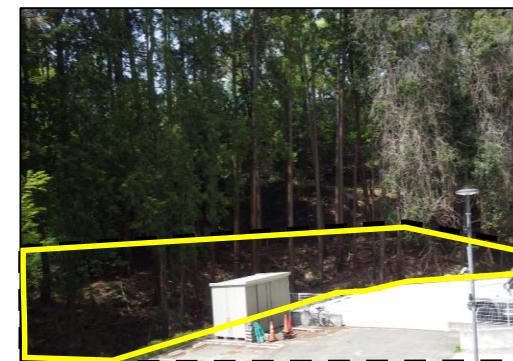


写真1 開発区域



写真2 車両用通路建設予定地

## (2) 追加箇所

開発行為及び学校法人の車両用通路建設に伴い失われる保存緑地の代替として、保存緑地区域に接する学校法人所有の土地（①、②）と開発事業者が新たに取得した緑地③を保存緑地に追加する。（「杜の都の環境をつくる条例」第11条第1項第1～3号）

なお、追加緑地①、②は、従前、学校法人の職員駐車場であった土地で、学校法人が建設する車両用通路の工事の際の発生土を流用し、植栽をしたうえで、瞑想の森保存緑地に追加する。

【追加面積内訳】	緑地①	856㎡
	緑地②	372㎡
	緑地③	260㎡
	合計	1,488㎡



図4 追加箇所図



写真3 追加緑地③



写真4 追加緑地①、②



写真5 追加緑地①、②



写真6 追加緑地①、②



写真7 追加緑地③

## 4. 区域変更後の保存緑地面積について

瞑想の森保存緑地			
変更前面積	区域解除面積	区域追加面積	変更後面積
4.18ha	0.15ha	0.15ha	4.18ha

(参考) 「杜の都の環境をつくる条例」

第十一条 市長は、都市の健全な環境を確保するため、緑を含む土地の区域で規則で定める規模以上のもののうち、次の各号のいずれにも該当するものを、保存緑地として指定することができる。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定により定められた市街化区域及びその周辺地に存すること
- 二 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があること
- 三 特に良好な自然的環境を有すること  
(中略)

5 市長は、保存緑地の全部又は一部が第一項の要件に該当しなくなったときは、その保存緑地の指定を解除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止し、又は変更するものとする。

(後略)